

第5章 鳥獣関係

西尾市では、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいた県からの委任事務として、鳥獣による被害の防止や、鳥獣の捕獲許可及び愛玩を目的とした鳥獣の飼養登録事務を行っております。平成22年度におけるこれらの事務の概要は次のとおりです。

鳥獣の捕獲許可

| 捕獲鳥獣の種類 | 捕獲の目的 | 捕獲数 |
|---------|---------|------|
| カラス | 農作物被害防止 | 199羽 |
| ドバト | 農作物被害防止 | 59羽 |
| ムクドリ | 農作物被害防止 | 0羽 |
| ヒヨドリ | 農作物被害防止 | 0羽 |
| アライグマ | 農作物被害防止 | 3頭 |
| ハクビシン | 農作物被害防止 | 4頭 |
| ニホンザル | 農作物被害防止 | 1頭 |

鳥獣の飼養登録

| 取扱番号 | 飼養鳥獣の種類 | 数量 |
|------|---------|----|
| 1 | ウグイス | 0羽 |
| 2 | メジロ | 1羽 |

第6章 公害防止協定等

西尾市では、平成24年3月31日現在、公害防止協定を延べ83社と、公害防止に関する覚書を8社と締結しています。